

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成 17 年 2 月 1 日

**【会社名】** 株式会社 J ストリーム

**【英訳名】** J-Stream Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 白石 清

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区渋谷三丁目 25 番 18 号

**【電話番号】** 0 3 ( 4 3 6 3 ) 7 1 0 0

**【事務連絡者氏名】** 取締役 C F O 経理財務部長兼広報 I R 室長 菅井 毅

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区渋谷三丁目 25 番 18 号

**【電話番号】** 0 3 ( 4 3 6 3 ) 7 1 0 0

**【事務連絡者氏名】** 取締役 C F O 経理財務部長兼広報 I R 室長 菅井 毅

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成 16 年 6 月 25 日開催の第 7 期定時株主総会決議に基づき、平成 17 年 1 月 20 日開催の取締役会において、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、証券取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 1. 有価証券の種類及び銘柄         | 株式会社 J ストリーム新株予約権証券  |
| 2. 発行数                 | 478 個 ( 1 個につき 1 株 ) |
| 3. 発行価格                | 無償とする。               |
| 4. 発行価額の総額             | 101,814,000 円        |
| 5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 478 株         |

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 ( 又は併合 ) の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 | 213,000 円 |
|-------------------------|-----------|

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行 ( 時価発行として行う公募増資及び新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。 ) を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

7. 新株予約権の行使期間  
平成 18 年 7 月 1 日から  
平成 22 年 6 月 30 日まで
8. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。  
ただし、当社取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。  
新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。  
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、 に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。  
この他の条件は、当社第 7 期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額  
106,500 円
10. 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
11. 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳  
当社の取締役 6 名、監査役 1 名及び従業員 79 名
12. 勧誘の相手先が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の三第二項各号に規定する会社の取締役、監査役又は従業員である場合には、当該会社と提出会社との関係  
該当なし
13. 当社と勧誘の相手方との間の取決めの内容  
本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が 8 . 新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができ、この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

以上